

○熊本市行政不服審査法施行条例

平成28年3月24日

条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行に関し、法に基づく命令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(弁明書に添付する書面)

第2条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

- (1) 熊本市行政手続条例(平成10年条例第42号)第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書
- (2) 熊本市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。